

7 平成14年2月25日申請（平成14年（争）第6号）（接続に関する費用負担）

（1）経過

平成14年	
2月25日	彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2））
26日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。あっせん委員（香城委員長、田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）の指名。
3月5日	NTT東日本から、答弁書の提出。（⇒（3））
6日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。（⇒（4）） 彩ネットが、あっせん案を受諾。
12日	NTT東日本が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

（2）申請における主な主張

NTT東日本への、A機能の接続料の支払いの義務はないと考えるが、その支払いについてあっせんを求める。

理由：

- 1 A機能の利用は終了している。
- 2 接続約款及び接続協定にもその旨の規定がない。
- 3 利用申込時にもその旨の説明がなかった。

（3）答弁書における主な主張

当該接続料は、接続約款の規定に従い、支払い義務があるものと考えており、引き続き彩ネットに対して債務の履行を求める。

（4）両当事者が受諾したあっせん案の概要

NTT東日本は、彩ネットに対し、本件に係る費用の支払いを請求しない。